

社会福祉法人松溪会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人松溪会（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員及び評議員の報酬は、別表1のとおりとする。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が、招集に応じたとき又は法人業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表2のとおりとする。

(支払方法)

第4条 この規程に定めるものを除くほか、支給方法に関しては、職員出張旅費規程を準用する。

(附則)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

平成25年10月1日 改正

平成26年 4月1日 改正

平成27年 1月1日 改正

平成29年 4月1日 改正

平成30年 4月1日 改正

平成31年 4月1日 改正

別表 1

平成29年4月1日

区 分	報酬の額	備 考
理 事 長 (常勤)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員俸給表 (別紙) を適用 ・ 賞与 夏・冬 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務実態に応じて、号俸の当て嵌めは評議員会で決定する。 ・ 賞与支給率は、職員の支給率に準ずる。
理事 (常勤職員)	職員としての給与は給与規程 (別表 1) による。	その他、職員給与規定に準じる。
評 議 員 理 事 監 事	報酬日額 15,000円	

別表 2

平成29年4月1日

鉄道賃・舟賃・航空費	私有車燃料費		日 当 (1日につき)	宿泊料 (一泊につき)
実 費 (その他、列車等の急行、特別急行、寝台、座席指定、グリーン車等の料金を含む)	出張	私有車業務使用基準により支給	旅程片道 100km以上 3,000円	15,000円
	招集	単価20円×走行距離	(50km～ 100km未満は 1/2)	

(別紙)

役員俸給表

(2019年度)

(H31、4.1改正)

号俸	俸給月額	号俸	俸給月額	号俸	俸給月額
1	362,900	2 2	410,600	4 3	436,700
2	365,500	2 3	412,400	4 4	437,400
3	367,900	2 4	414,300	4 5	438,200
4	370,500	2 5	416,100	4 6	439,000
5	372,400	2 6	417,600	4 7	439,400
6	374,900	2 7	419,100	4 8	440,100
7	377,200	2 8	420,700	4 9	440,600
8	379,700	2 9	422,300	5 0	441,000
9	382,100	3 0	423,600	5 1	441,400
1 0	384,800	3 1	424,900	5 2	441,800
1 1	387,400	3 2	426,100	5 3	442,200
1 2	390,100	3 3	427,300	5 4	442,600
1 3	392,500	3 4	428,600	5 5	443,000
1 4	394,800	3 5	429,900	5 6	443,300
1 5	397,000	3 6	431,100	5 7	443,600
1 6	399,400	3 7	432,300	5 8	444,000
1 7	401,200	3 8	433,100	5 9	444,300
1 8	403,200	3 9	433,900	6 0	444,600
1 9	405,100	4 0	434,700	6 1	444,900
2 0	406,900	4 1	435,300		
2 1	408,800	4 2	436,000		